

2011. 6. 20

- 5月31日 文書、口頭共に連絡はなし。
- 6月 2日 条例第6条の措置命令をする予定で弁明機会の付与、措置命令の決裁を起案
- 6月10日 上記が [] 決裁となつたため、本庁土地対策課 [] ヘメールし、確認をお願いした。
- 6月13日 [] 来庁。[] は市に連絡をしていると言っているが実際はどうなのか?と尋ねられた。
5月17日以降連絡は何もないことを [] に伝えた。
[] から [] へ連絡をしてみるとのこと。
16時すぎ [] が来庁する。[] より頼まれた様子。最近の経緯を説明し、直近2回の郵便配達で送付した文書のコピーを渡した。赤井谷については計画書の提出をしてほしいことを説明した。
話中に [] より、まちづくり課 [] へ電話があり16日前9時に来庁すること。
[] にも同席してほしいと伝えた。
- 6月16日 [] 新用のため来庁できないと [] へ連絡がある。20日に来庁する予定。
- 6月20日 市役所4階B会議室
[]、[]、[]、[] 来庁
県庁、健康福祉センター（産廃の件）
[] からこれまでの経緯説明があり。
[] から説明、今後の予定を問うが5月19日に [] へ説明したこと
が伝わっていない。また書類も渡っていない様子である。
現在届出上の現場責任者となっている [] とは誰も連絡が取れていない、届出者が [] である以上、書面の提出を求めた。
図面、条例による変更届（現場責任者、期間、工法については図面でOKとするか?）については7月8日（金）までの期限とした。
- ※ 土採取の話後、現在伊豆山にあるエンボを使用し日金町の現場を整地することであるため、[] に連絡をした。
- 6月21日 AM []、[] 日金町の現場へ来る。危険な箇所についての対策を行う予定。エンボが現場に入るのを確認した。
- 6月22日 [] 来庁 [] 対応
赤井谷の件について [] に危険の認識を伝えてほしいという。
また現場の対応を急いでほしいという。このことを20日に [] から [] へ伝えてほしかったという。また適切な指導を行い速やかに書類が提出されるようお願いすることである。